

2月14日からの大雪による被災者の皆さまに対する 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の救援対策（追加）

2月14日からの大雪による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構では、2月14日からの大雪により災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまに対する救援対策として、郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱いを2月17日から実施しておりますが、その後、災害救助法の適用地域が追加されたことに伴い、非常取扱いについても対象地域を追加してお取扱いしておりますので、お知らせいたします。

なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

1 災害救助法適用市町村

【長野県】

茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町

【群馬県】

安中市

【山梨県】

富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村、南都留郡富士河口湖町、甲府市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡鳴沢村、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村（下線部は今回追加分）

【埼玉県】

秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町
（下線部は今回追加分）

2 取扱内容

(1) 郵便貯金

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の以下の非常取扱い

ア 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し

イ 民営化前に預入された定額郵便貯金を担保とした貸付け

ウ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し

※ おひとりさま20万円まで

(2) 簡易生命保険

簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の以下の非常取扱い

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

イ 保険金の非常即時払等

(7) 保険金及び未経過保険料の非常即時払

(4) 基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払

- (ウ) 特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払
- (エ) 普通貸付金の非常即時払
- (オ) 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い
- (カ) 契約者配当金の非常即時払

3 取扱場所

- (1) 郵便貯金の非常取扱い

株式会社ゆうちょ銀行の各営業所並びに日本郵便株式会社の郵便局及び簡易郵便局
※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

- (2) 簡易生命保険の非常取扱い

株式会社かんぽ生命保険の各支店及び日本郵便株式会社の郵便局（簡易郵便局を除きます。）

4 取扱期間

- (1) 【長野県】茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町、【群馬県】安中市、
【山梨県】富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村、南都留郡富士河口湖町
平成26年2月17日（月）から平成26年3月17日（月）まで

- (2) 【山梨県】甲府市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡鳴沢村、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村、【埼玉県】秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町
（下線部は今回追加分）

平成26年2月18日（火）から平成26年3月17日（月）まで

なお、保険料の払込猶予期間は、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

5 お客さまのお問い合わせ先

- (1) 郵便貯金

ゆうちょコールセンター 0120-108420

受付時間 平日 8:30~21:00

土・日・休日、12月31日~1月3日 9:00~17:00

- (2) 簡易生命保険

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00~21:00

土・日・休日 9:00~17:00（1/1~1/3を除きます。）

- ゆうちょコールセンター、かんぽコールセンターともに、携帯電話、PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。

（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）